○司会(遠藤)

パネルディスカッションの前に,まず本日御臨席の御来賓の皆様を御紹介させていただきたいと思います。

裁判員制度は、平成21年5月21 目の施行から、本日でちょうど10年 の節目を迎えます。この間全国で約1 万2000件の裁判員裁判が実施され、 およそ9万人の国民の皆様に裁判員等 として御参加いただきました。裁判員 制度がこれまで順調に運用されてきましたのも、先ほど共催者のほうか、御参 加いただいを国民の皆様のみならず、 その環境を整備していただきました別 係団体の皆様のお力添えによるものと 考えているところでございます。

そこで、ただいまより本日御臨席の 関係団体の皆様を御紹介することを通 じて、改めて制度への御理解、御協力 に感謝申し上げたいというふうに思い ます。

[来賓紹介:団体名のみ記載]

全国知事会様

全国市長会様

全国町村会様

一般社団法人日本経済団体連合会様 公益社団法人経済同友会様 日本商工会議所様

日本労働組合総連合会様

日本司法支援センター様

○司会(遠藤)

それでは、パネルディスカッション に入りたいと思います。

「裁判員制度のこれまで、そしてこれから」と題して議論をしていただきます。

○司会(和田)

本日は、裁判員裁判に参加した率直 な御意見、御感想をいただくべく、2 名の裁判員経験者の方々にパネリスト としてお越しいただきました。

また,司会は,東京大学大学院法学 政治学研究科教授・川出敏裕先生にお 願いしております。

○司会(遠藤)

それでは、川出先生に引き継ぎたい と思います。川出先生、どうぞよろし くお願いいたします。

○川出敏裕東京大学大学院教授

それでは,パネルディスカッションを始め たいと思います。

井上先生には、制度 の生みの親の立場から御講演をいただ きました。ここからは、誕生した制度 の実際の担い手となった方々による意 見交換を行いたいと思います。

先ほども御紹介がありましたように、現在までに9万人を超える方々が、裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加されています。裁判員を経験した方々へのアンケートの結果によりますと、大部分の方が裁判員として参加したことをよい経験と感じたと答えておられ、裁判員制度は概ね順調に運用されていると評価されています。それとともに、裁判員制度は刑事裁判自体を大きく変えたと言われております。

その一方で、国民の大半はまだ裁判 員裁判を経験していないわけですし、 裁判員制度自体も発展途上の面があり ますので、今後、裁判員制度をさらに 定着、発展させていくためには、法曹 三者による取組と合わせて、関係団体 との連携を進めていく必要があると考 えられます。

そこで、このパネルディスカッションでは、本日、裁判員制度が施行から10年を迎えたことを契機に、これまでの成果を確認するとともに、制度をさらに定着させていくための方策について、裁判員経験者の方々の意見を伺いながら考えていきたいと思います。

今回のシンポジウムのタイトルにあわせまして、まずは「裁判員制度のこれまで」として、裁判員制度の導入から10年が経過し、刑事裁判がどう変わったのか、そしてこの間、実務においてどのような取組をしてきたかについて、裁判員裁判の実務を担当している法曹三者に紹介してもらうとともに、それが裁判員にどう受けとめられているかについて、裁判員経験者の方に伺いたいと思います。

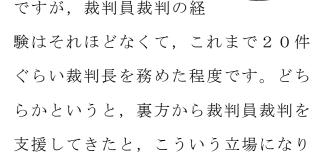
そして、その後に、「裁判員制度のこれから」として、裁判員裁判をより良いものにしていくとともに、より多くの方々に裁判員裁判に参加していただくために、今後、どのような点に力を入れていくべきかについて意見交換を

行うという順序で進めたいと思います。 それでは、初めに、パネリストの皆 様から自己紹介をお願いできますでし ようか。

○伊藤雅人東京地裁所長代行

東京地方裁判所刑事部所長代行の伊藤と申します。私は刑事裁判官

ます。



今日は裁判員経験者の方, お二人と お話しできるのを大変楽しみにしてま いりました。よろしくお願いいたしま す。

○和田澄男東京地検公判部長

東京地方検察庁公判 部長をしております和 田でございます。私自 身,公判部長という立



場で日々裁判員裁判に関与しております。本日,裁判員裁判は始まってから 10周年ということですが,裁判員裁 判は検察官にとりましても制度開始当初のような特別な裁判というわけではございませんで、日々、公判準備、公判立会を進めている刑事裁判手続の一つとして定着してきているのではないかというふうに思っています。

検察官として、よりよい主張立証、 分かりやすい主張立証をすることによって、今後、制度のほうがより良く発展していけばいいなというふうに考えているところでございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○宮村啓太弁護士

弁護士の宮村と申しま す。本日はよろしくお願 いいたします。

私は、裁判員法が施行される前後を通じて、日弁連や第二東京弁護士会で、刑事裁判についての情報を集約し、そして弁護活動の在り方を検討することに取り組む、そのような組織に所属してきました。

現場でも、この10年間を通じて裁判員裁判を含めて刑事裁判の弁護人を担当してきました。裁判員裁判は、弁護活動の在り方の変革を改めて迫られ

る契機になったと感じています。本日 は裁判員裁判を巡ってそれぞれの立場 から議論できればと思います。

○経験者A



ふだんはサラリーマンを しております。今日,こ ういう場に初めて出て, 少し緊張していますけれ

ども,経験したことを伝える立場として,お話しさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○経験者B

昨年の10月に裁判員制度を経験させていただきました。その当時は妊娠8か月でして,



12月に出産しましたので今4か月の 子どもがいます。今日は、この会場の 外で母親が面倒を見てくれています。

本日は、こちらのシンポジウムに参加させていただけるということで、ぜひ一国民としての意見を述べさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○川出教授

ありがとうございました。

それでは、まず、最初の柱である「裁判員制度のこれまで」について話を進めていきたいと思います。井上先生の御講演の中では、裁判員制度が導入されたことによって特に公判審理が大きく変わったという指摘がなされていました。それぞれのお立場から、刑事裁判が実際にどう変わったかという点について、お話をいただけますでしょうか。

○伊藤代行

目に見えて変わったことのほかに、 見えづらいけれども実は大きく変わり つつあるんじゃないかということがあ るように思います。

まず,目に見えて変わったことのほうですが,これは先ほど井上先生の御講演の中でも話がありましたように,刑事裁判が分かりやすいものになったということです。この点は,すでに井上先生が的確にお話されたとおりですので,繰り返しません。

ここでは、目に見えづらいけれども重要な変化ではないかと私が感じていることについて若干お話さ



せていただこうと思います。

それは、法律専門家、つまり裁判官 や検察官や弁護士が、一般の方を相手 に訴訟活動する、あるいは一般の方と 一緒に評議したり、判決したりする。 一緒に評議したり、要更があるのでことなり、法律専門家の側のあるのです。 自体が少しずつ変わりつつある当たりが、とですが、裁判員制度の下ではいってするのでは足が、のことですが、裁判員制度の中だけった。 一般の方はどうことです。 意識するようになったということです。

裁判官の場合で言いますと、評議に おいて裁判員の方たちといろいろ議論 をしていると、その過程で職業裁判官 特有の思い込みやバイアスに気づかれるということがままあります。裁判 員の方たちとみんなで議論をして、 もなが納得できる結論、理由付けていたと すと、裁判官だけで判決をしていたと きよりも、より積極的な理由に基づく 判決、あるいは深みのある判決を書け たと実感することもよくあります。これらは実際に多くの裁判官が経験していることです。そのような経験が重なりますと、裁判官の事実認定や量に変化が生じる方自体に変化が生じるれることのように思われるととの関係で、非常に重要なことにないます。ことの関係で、非常に重要なことにないますけれども、外から御覧にないには、あまりよく分からにないましたのでは、あましたので、最初に知れていただきました。

○和田部長

検察官の立場からこの10年を振り 返ってみますと、やはり主張立証の在 り方が裁判官裁判時代とは大きく変わ ってきた、非常に分かりやすさ、裁判 員の皆さんに分かっていただくという ことを意識した主張立証を行うように なってきたということが言えるんじゃ ないかと思います。



例えば、冒頭陳述におきましては、経験者の皆様は見ていただいたかと思いますが、一覧

性のあるメモに基づきまして, 事案の

概要,時系列,争点,着目すべきポイント等をお示しいたしまして,これから実際に見聞きしていただく証拠調べのほうにスムーズに入っていただけるように,そういう形での冒頭陳述を行うようになりました。

また, 証拠調べの中におきましても, 立証上の必要性というのを非常に考え るようになってまいりました。例えば, 裁判官裁判時代でしたら、多数の証拠 を出してその中から必要な事項を裁判 官に記録を読んでいただいて確認をし ていただくということをしていたかと 思うんですが、裁判員裁判になります と実際に法廷の中でその書証等の内容 も御説明しなければいけないという形 になります。ですので、多数の証拠の 中から立証に必要な事項を取りまとめ て、統合捜査報告書という形にまとめ て, それを実際の法廷で説明をさせて いただくと,こういう形でやっており ます。

また、実際に事実を正確に認定していただくためには、例えば凶器等の証拠物、あるいは現場写真、もしくは防犯カメラに犯行状況等が映っている場

合がございますが、そういう動画の映像等につきましても、直接裁判員の皆さんに見ていただく必要がある場合も出てまいります。検察官として、そういう証拠について、立証上、どの程度必要かということを十分に考えまして、証拠調べ請求を行うようにしております。

さらに、論告求刑の中でも、特に被告人にどういう刑罰を科すかということについて、検察官の意見を述べさせていただくのですが、過去の同種事業の量刑傾向を踏まえまして、今回の事件がその中でどういう位置付けにあるのかということをできるだけ丁寧に説明をし、検察官の求刑が適正であることを裁判員の皆さんに御理解いただくという形でいろ工夫をしているところでございます。

もちろん,裁判員裁判は,まだ10年ということでございますので,まだまだ運用上の課題等も残っているかと思いますけれども,これからもそういうことを意識しながら現場の検察官としてはやっていきたいと考えているところでございます。

○宮村弁護士

私たちの弁護活動がどのように変わ ろうとしてきたのかをお話しします。

具体的には、実演型の研修に全国で取り組んできました。他の参加者の前で実際に弁論や尋問を実演して、そして他の参加者の前で講師からコメントを受け、その後には、ビデオで録画された自分の実演のスタイルを自分の目で見て、どう改善するべきかを確認する、そのような研修に取り組んできま

した。



また,必ずしも外からは見えない変化としては,法廷が始まる前に説得の論拠をしっか

り確立して、場当たり的ではなく一貫 した訴訟活動をする努力をしてきまし た。裁判員裁判に取り組むに当たって、 ケースセオリーという言葉が弁護士会 ではよく使われるようになりました。 そのケースで求める結論をどのような セオリーで勝ち取るのかについて、法 廷が始まる前に一貫した説得の論拠を しっかり確立して、その上で法廷に臨 もうと、こういうことを議論してきま した。

ですから、最終弁論が終わった段階で、結局、あの弁護人は何であんな尋問をしたのだろうと思われるような、 そんなことはあってはならないと考えて、取り組んできました。

それでは、十分に変わってきたかといえば、まだ課題が残っています。先ほどの井上教授の御講演の中でも、法曹三者それぞれの活動の分かりやすさについてのアンケート結果が紹介され

ましたが、弁護人の活動が分かりやす かったという評価は十分高くはないの が実情です。まだまだこれから変わっ ていく必要があると考えています。

○川出教授



ありがとうございま した。法曹三者いずれ の立場からも裁判員制 度が導入されたことによ

って、刑事裁判が変わったというお話があったわけですが、裁判員経験者のお二人は、裁判員として参加する前と実際に参加した後で、刑事裁判に対する印象が変わったということはありましたか。

○経験者A

先ほど、辞退者が年々増えているという話がありましたが、私は、裁判員裁判に非常に興味があり、ぜひとも選ばれたいと前から思っておりました。母が、裁判員候補者になったものの、最終的に裁判員には選ばれず非常に残念がっておりました。裁判員に選ばれ実際に法廷に立ったときには、一瞬にして緊張が走りまして、プロでない自分が果たして判断して判決まで進めて

いっていいのかなと思いました。

ただ、それから実際に裁判が進んでいく中で、分からないことがたくさんありましたけれども、例えば検察官の資料は非常に分かりやすく、カラーで、時系列も示され、本当に良い資料でした。

そして、実際に評議室に入ったとき も、その資料を見れば、もう一目瞭然 でどんな事件だったかを振り返られる ような、非常に分かりやすい説明をし ていただいたと思っております。

○経験者B

私も同様で,裁判員制度というもの にとても興味を持っておりました。

ただ私は、選任された際に妊娠8か 月でして、ちょっと体のほうが重かっ たので、正直参加するかどうしようと 思ったのですが、人生の経験として、 被告人ですとか被害者の方の人生を考 えるということは、すごく良い経験に なるというふうに思いました。それで、 参加をさせていただきました。

参加する前にはもちろん不安もあり ました。例えば、提出された資料など に目を通したときに自分がどういう気 持ちになるかは、実際にそれを見てみ ないと分からないので、不安ではあり ました。

さらには、ある人生を私を含めみんなで決めていくということの責任をしたのですが、こともあり、恐ろしいとも思ってしまったのですが、事件につい携わってみると、事件につい携わっているな経緯があり、様々な方が遭くているなどであるというできただけたと思ったがとせていただいてよかったというできんも選任されるチャンスがきと、皆さんも選任されるチャンスがきたいらいうであるというできないというでもにない。

○川出教授

先ほどお話がありましたように,裁判員裁判の下で公判審理の在り方が変わった最大の理由は,裁判員の方に分かりやすい審理をしなければならないという点にありました。実際に参加されて,検察官,弁護人による主張立証,証拠調べは分かりやすかったですか。

○経験者A

非常に分かりやすかったと思います。 難しい言葉についても、裁判官から教 えていただきましたし、我々裁判員の 質問に対して本当に分かりやすく、ま た事例も含めて教えていただきました。 それから、実際、裁判の中でも検察官 や、弁護士の方も非常に言葉を選んで

説明していただいているというのを感じました。

ですので、特別な法律

的な知識がなくても, ど ういうことを言われているのか, どう 進めていくのかを, 理解しながら進め ていけたというのを実感しております。

○経験者B

本当に分かりやすかったと思います。 例えば、ある程度裁判が進みまして、 裁判員と裁判官で評議をする際に、結 構いろいるな話し合いをしました。そ の時も自分でその罪に対して意見が言 えるかという不安があったんですけれ ども、自分が考える一般的な意見を提 示し、それに対して裁判官の方々や、 他の裁判員の方が意見を言ってくださ って、本当に知識のない私でも意見が 取り入れてもらえると感動したのをす ごく覚えています。

○川出教授

Aさんは、評議についてはいかがだったでしょうか。十分に参加できたとお感じになりましたか。

○経験者A

私が携わった裁判では丸一日評議に 費やしたのですが、本当に闊達な裁判自3名、我々合計11 6名と補充裁判員の方2名で含されると補充裁判員のかという答えを含されるが最良なのかというの1日に東剣に同じました。途中、この1日にましておりました。かなと思うで自然になりましたもあるかが、違うのようがあります。 がは、111のですが、ままでおります。 が携わった裁判自3名でするによります。 が出ました。かなと思うでもあるかが、違うのようでもあるかが、でから、から、から、ないのデータもしながあります。 までの判決の事例のができないます。 を持続に至ったと思っております。

○川出教授

証拠調べは分かりやすかったし,評 議についても十分意見が言えたという ことですが,その上で,裁判では,犯 罪事実を認定し、刑を決めるということになります。これまでは法律家である裁判官のみで行ってきた事実認定と量刑を裁判員の方にも関与していただいて行うことになったわけですが、実際にそれを経験されてみて、負担を感じたとか、判断が難しいと感じたといったことがありましたでしょうか。

○経験者A

負担という点は特にございませんで した。

ただ、参加したときに、考えした。 いに、はっとしたことがありました。 それは犯した罪について裁くの重刑にとです。参加するとか、量刑で反考えいる。 をして、多加するとかが、実刑でに考えいるという。 をしてもらうことを事件ではで、人に、なお携わった被したです。 をお持ちの方がなしたないました。 は判員からなと、犯罪を犯してるがよいたでするといったおいると思ったとですがないたが、表しいった精神をといった精神にという。 告人いうことを法廷で率直に発うの犯したことを法廷でを言えがあると、とで、私は悪かっ。 自分の犯したことを法廷でを言えがある。 自分の犯したことを法廷でを言えがある。 をはいるで、本は、その犯したことを法廷で率直に発言 するんです。最初は、反省していない から刑を重くしなければならない、服 役させて反省してもらおうとかという 思いがあったんですけれども、裁判官 の方々などと議論する中で、そういう 判断ではないんだと、方向性を導いて いただけたのは非常にありがたかった と思いますし、量刑の判断というのは そういうものなのだと実感しました。

○経験者B

私も公平に裁くということは本当に難しいなというふうに思いました。その罪に対して刑

を科すということが、初めは前科があったり、御自身の精神の状態など本件に関係するたくさんの事情を踏まえて思いるというふうに私も勝手に思いました。私が参加した裁判長の方が話しての力に大変のは、犯してしまったということでということがあるというにどうしてと家族の関係や育ってきた環境も量刑にというなども気にどうにどうしても気にないますし、見た目なども気にはいった。

ってしまい,罪に対して向き合うということがすごく難しいと同時に,平等に考えるということを一番に考えるということが大事なんだと肌で感じました。

○川出教授

前半部分の最後になりますが、審理、 評議を通じて、もう少しこうしてほし かったといった御要望はありませんで しょうか。

○経験者A

私は十分でした。

ただ、翌日に判決という日程を組まれており、丸一日ぎりぎりまで、夕方の結構遅くまでかかりましたので、果たしてこれで結論が出なかったらどうだったんだろうと思いました。

○経験者B

現実的には難しいかもしれませんが、 裁判をする際に被告人や被害者の方の 情報というのは結構明らかになってい たのですが、私たち一般人ですと、ど うしても弁護士の方ですとか検察官の 方のおっしゃる内容や立ち位置という ものについて理解が浅い部分がありま すので、事前に説明していただいては いたのですが、より詳しく説明してい ただけると、もっと理解が深まるので はないかと思いました。

○川出教授

ありがとうございました。

それでは、最初の柱の話は終えまして、二つ目の柱である「裁判員制度の これから」という話題に入りたいと思 います。

まずは、裁判員裁判をより良いものとするという観点から、現在、どのような課題があり、それにどのようにでいるかという点をとりあるというがありました。先ほど、裁判員をもうというのと思います。先ほど、裁判員を持ちからしてはいるのかのではいるのかのではいるのか、これぞれでしまりない。 まずは、裁判員裁判をより良いのような説がありませんでは、裁判員裁判をというがありませんがありません。 から知れまでというののにおいるのか、これぞれでしまりか。

○伊藤代行

Aさんから, 判決の 日程が決まっている中 で, 予定された時間内



に結論が出なかったらどうなるんだろ うかと思ったという趣旨のご発言があ りました。まず、この点についてコメ ントします。審理の予定の立て方の問 題ということになりますけれども、制 度施行当初は,現在よりびっしりと余 裕のない日程を立てていたんですね。 1日目に審理をして、2日目に評議、 3日目に判決とかですね。審理に5日 かかる場合も1週間続けてやるとかで すね。そういうやり方をしていますと, 時間が足りない、もっと十分議論した かったとかいうことをおっしゃる裁判 員の方も出てくるわけです。あるいは 5日間も連続して拘束されたのでは社 会生活が成り立たないんだというよう なことを言われたりもします。この点 は、現在も、試行錯誤しているところ でございまして、例えば、5日間の審 理予定であれば、月曜日から金曜日ま で連続して入れるのがいいのか, 例え ば月火水と入れて,木金休んで次の週 に月火と分けて入れた方がいいのか, 各裁判体が事件ごとにいろいろと工夫 しながら進めているところだと思いま

いずれにせよ、議論する必要のある 事柄については十分な議論ができるだ けの時間を確保する必要があると思っ ています。時間がなかったので十分な 議論ができなかったという事態は避け なければなりません。審理予定を立て る際には、そういったことも含めてい ろいろなことを考慮していますという ことで御理解いただければと思います。

次に、Bさんのご発言にあった、検 察官、弁護人の立ち位置についてです。 検察官の立ち位置は割と分かりやすい と思うのですが、弁護人の立ち位置と いうのは, 実は結構難しいんですよ。 弁護士さんが何であんなことを言うん だろうかといった感想は,裁判員の方 からしばしば聞かれるんですけど,被 告人との関係があるので、弁護人とし ては説明できないこともあると思いま す。そういう場合、私などは、例えば、 弁護士さんは被告人の弁護をするのが 責務です, もしかしたら弁護士さん自 体も,この事件でこんなこと言うのは どうなのかなと思っても、被告人がど うしてもそう言ってくれと言えば言わ なきゃいけない場合もあるんですよ,

というようなことを説明するようにしていました。説明の仕方はもう少し考えた方がいいかもしれません。

お二人のご指摘と離れて,裁判員制 度のこれまでの10年間を振り返りま すと、裁判員・補充裁判員を務めてい ただいた方はもとより, 候補者として 選任手続にご参加いただいたすべての 皆様のご理解とご協力のおかげで,当 初の想定よりはるかに順調に運用され てきたと思っています。経験者の9 6%以上が良い経験だったとおっしゃ ってくれている,こんな制度はめった にないです。でも、同時に、現状で満 足するのではなく、もっと良い制度に できないかという思いもあるのです。 これも実はある裁判員経験者の方の発 言に触発されてお話しするんですが、 裁判員と裁判官の評議というのは、プ ロとアマの混成のオーケストラみたい なものではないかと思うのです。つま り、裁判官だけが音を出して裁判員の 方に聞いてもらって、「ああ、なるほど いい音ですね。」と言われてるだけでは、 裁判員制度を導入した意味がない。逆 に、裁判員の方だけが意見を言って裁

判官が遠慮して物をしゃべらないとい うのも、やっぱり裁判員制度が予定し ている評議ではないと思うのです。裁 判官と裁判員がそれぞれ自由に音を出 して、その音がもしかしたら時には不 協和音を生むかもしれませんけど、全 体としては、これまでよりもいい音楽 になっている, 説得性の高い音楽にな っている, こういうのが裁判員制度の 理想ではないかと思っているわけです。 Aさん、Bさんのお二人が参加された 裁判はその共演がうまくいったようで すので, 今日は安心してお話を聞けた のですが、全ての事件でそういう共演 ができるように、裁判官はさらに研究 を続けていかなければならないと思っ ています。

また、評議を充実したものにするためには、大前提として、審理が分かりやすいものになっていなければどうしようもないわけですので、今後も、検察官、弁護人と相談しながら、分かりやすい審理をさらに追求していかなければならないと思っています。

○和田部長

先ほど,経験者の方から,御担当になられた事件の中で精神障害



が問題になった事件があったというお 話があったかと思うんですけども, こ の精神障害が問題になっを担当する事件を察 官としてはり公うに分かというでものように必かというでもないます。 ちがません, 精神科医等の事門家証人を知るのよいのではというのは常に迷っているところです。

精神障害の種類にもよりますけれども、要するに、その影響がどの程度今回の犯罪に影響があったのかという、責任能力の有無・程度の切り分けになるような点をできるだけ御提示をして、その点について御判断をいただくという形で論告を構成するというようなこ

また、先ほど経験者の方から、犯してしまった罪に対して刑を科すということについて、なかなか最初はなじめなかったという御趣旨の御発言があったかと思うんですが、検察官の論告で情状等を説明する場合にも、行為責任と申しますか、その犯罪自体についての情状と、あと一般情状と申しますか、反省してないとか、そういうことを分けて説明するような形で工夫をしております。

そうは申しましても,分かりやすい 主張立証を行っていくためには、やは り実際の公判審理の中で問題となる争 点を十分にあらかじめ絞り込んでおく ことが必要不可欠な前提なのではない かというふうに思っているところでご ざいます。そのためには、当事者であ ります検察官と弁護人が、公判前整理 手続に時間がかかってしまいますと, なかなか証人の方に出廷していただけ ないとか、記憶が不確かになってしま うというようなこともございますので, 公判前整理手続において、できるだけ 早期に具体的な主張を提示し合って, そして手続を主宰されている裁判所の ほうにおかれましても, できるだけそ ういう主張を早めに明らかにさせて, 例えば、主張内容について求釈明等を 行うことによって明確化していくとい うことを行うことによって、その事件 を審理するに当たって本当に必要な争 点を早期に絞り込み、その争点を判断 するに当たって必要な証拠を厳選して いくということが今後も必要なのでは ないかというふうに思っています。今 後も法曹三者で協力,連携し合いなが

ら,こうした争点整理や証拠整理の在 り方を検討していくことが必要なので はないかと思っているところでござい ます。

○宮村弁護士



先ほど申し上げたように,私は,弁護活動 の充実が今後も最大の

課題だと考えています。

裁判員に選任された方はやはり緊張されていて、そして不安や怖さ、恐ろして不安や怖さ、恐ろして不安や怖さがありましたというお話がありました。 専門的な知識がないをや緊張感を持つでからないないのような不安を緊張がられるとは、ともするととは、ともするととはに慣れているに思いなら、裁判員の方のでは、といるため、不安を感じる感覚を失ってしまいがらですから、裁判員の方のでしまいがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらがらればならないと、そのようなに思いならお話を伺っていました。

今後のことを考えますと, 先ほど井 上教授から, ダブルスタンダード化の 解消というお話がありましたが, 弁護

士の立場ではそこにもやはり関心を持 つところです。被疑者、被告人の権利、 利益を守るのが私たちの職責ですから, 裁判員裁判だけを特別と考えるべきで はなく、裁判員裁判を契機として身に 付けた技術が有効であると考えれば, それは裁判員裁判ではない事件の被告 人の権利,利益を守るためにも広く押 し進めていくべきだと考えています。 また、そのような姿勢を持たないと、 結局, 弁護活動の充実は広がりを持た ないのではないかと考えています。多 くの弁護士にとっては,裁判員裁判の 弁護人を経験するのはそんなに頻繁な ことではありません。その点は検察官 や裁判官との違いの一つであると思い ます。私も、弁護士の中では比較的多 く刑事事件を扱っていますが、裁判員 裁判事件を常に何件も担当していると いうわけではありません。裁判員裁判 ではない事件の弁護人を担当する機会 のほうが圧倒的に多いです。ですから, 裁判員裁判だけ特別なことをしている という意識で臨んでいたのでは、弁護 活動の充実は広がりをもたないのでは ないかと思うのです。裁判員裁判を経

験していない弁護士には、裁判員裁判 だけの話だとなれば、新たな技術を身 に付けようとする契機にはならないわ けですから、弁護活動の充実という観 点からも、裁判員裁判だけのことでは なく、広く刑事事件全般の弁護活動を 充実させようとしていくことが重要で あると、そのように考えています。

○川出教授

ありがとうございました。

それでは、「裁判員制度のこれから」 として取り上げるべきもう一つのテーマである、より多くの方々に裁判員裁判に参加していただくためにはどうすればよいのかという問題に移りたいと思います。井上先生の御講演の中でも、辞退率が上がる一方で、出席率が下がっているという御指摘がありました。また、国民の意識調査では、裁判員になることについては、一貫して消極的な方が多いという結果も出ています。

本日ご出席されているお二人からは、 先ほど、元々裁判員になってみたかっ たというお話がありましたので、その 点は当てはまらないのですが、その上 で、実際に裁判員として裁判に参加す るに当たってどのような御苦労があったかについてお聞かせいただけますで しょうか。

○経験者A

私はサラリーマンをしています。一 昨年の11月に裁判員候補者のリスト に載ったという連絡をいただきまして, それを社長に報告したところ, 非常に 名誉なことじゃないか、ぜひ頑張って こいという言葉をいただきまして,私 は裁判員になりたかったものですから, 「よし」と思っておりました。年が明 けて, 夏前ぐらいに, 選任をするので, 来てくださいという連絡をもらいまし た。選ばれたので行きますという話を 社長にしたら,少し曇った顔をするん です。名誉あることだと送り出しても らえるんじゃないかと思っていたので おかしいと思いました。実際の選任手 続日の前日に、調べたところ、40人 から60人ぐらい来る中から6名ない し8名が選ばれるので、選ばれること はないでしょうが、選ばれたらぜひ出 させてください, でもきっと選ばれま せんからということで行ったら,何と 選ばれました。実際に選ばれて、選ば

れました、やらせてくださいと社長に 報告したところ、仕事はどうするんだ という話になってしまうんですね。

細かいところは省きますが、実際、 裁判が始まって、途中、土日も挟みま したので休日出勤もしましたし、裁判 が終わった後も会社に行き、夜遅くま で仕事をして、また翌日、法廷に参加 するというようなことがありました。 私もそうでしたが、会社に対して参加 したいと説得するのが、実際に選ばれ た本人しかいないというのが、少しい す。

選ばれましたということを会社に知らせるような紙ベースのものは頂いていますけれども、例えば選ばれた者の会社に対して何か連絡していただくとか、終わった後、非常に役立ちました、ありがとうございましたというようなものがあり、私の言葉だけではない部分を何か伝えていただけたらいいのかなと少し思いました。

○経験者B

私は昨年の10月に裁判に参加させ ていただいたんですが, その際, 通知 をいただきまして、それが9月だった んですね。私はもう自分で出るという ふうに決めていたので、選ばれたら絶 対に出ますと会社には伝えていました。

ただ、私が妊娠8か月でしたので、 体が大丈夫かというふうに心配をされて、私自身は大丈夫ですというふうに 話しました。実際、参加する時間は全 然分からなかったのですが、まずはやってみるということが大事だと思いました。 したし、私の経験が私の娘にも伝わって、娘もそういうことに関心を持ってくれたらというふうに思っていたので、ある意味、お腹にいるときから教育の一環だったのかなと思っています。

ちょうど私が選ばれた9月に会社のほうでも裁判員制度に対するお休みの制度ができまして、会社で私はその休みを使う第1号になったんですね。

会社としても、そういったことに理解 があったので、私自身が出ますと話し たところ、ぜひ行ってこいというふう に背中を押してもらいまし

た。

そういう会社の制度ですとか,周りが裁判

員制度に対してプラスなイメージを持っているということがすごく大事ですし、私自身が出たいという意欲を示すことはすごく大事だなと思ったので、そうして本当によかったというふうに思っています。

○川出教授

今のお話の中にも少し出ていましたが、裁判員を経験した立場から、国民の皆様が裁判員裁判に参加しやすくなるためにどのような工夫や配慮が求められるかという点について、何か付け加えて御指摘いただく点がありますでしょうか。

○経験者A

そうですね。実際,裁判員裁判を経験した後も,10年という節目で報道でも大分取り上げられていますが,それでもまだこの裁判員裁判については、選ばれていない方は認識が薄いような気がしています。私も経験する以前はそうでしたけれども,どうしてものところにあって、また裁判官,弁護士,検察官という,また裁判官,弁護士,検察官という,とは別のところにあって,は別のところにあって,また裁判官,弁護士,検察官という。とは別のようと関鎖的な部ででする。

分だと思っていましたし、今も若干、 そういうところはあるのかなと感じて います。

そういった興味・関心がある私でも そう思うのですから、偉そうなことを 言うわけではありませんが、やはり経 験をした私たちみたいな人の声が一番 大事なのかなと思います。きっと裁判 官、弁護士、検察官の方々が幾ら一般 の人に伝えても、なかなか伝わりにく い部分がどうしてもあると思います。



データも出ていましたが, 9割以上の方々が経験してよかったと感じているその声を伝え

ていけば、もっとこれから 選ばれる方々に伝わっていくのかなと 思います。特に私は去年の9月に裁判 員裁判を経験させていただいたのです が、その後すぐに経験者の声をいろん な雑誌に載せるために協力していただ けないかというお話もいただき、即答 で、ぜひ協力させてくださいと言いま した。ですので、経験後の早いうちに、 次のステップとしてオーケーを出して くれる方々にどんどん協力してもらい 啓蒙していったら良いのではないかと 思っています。

○経験者B

今, A さんがおっしゃったように, 経験者の声はもちろん大事だと思いま すし,経験者が積極的に話をさせてい ただくということが大事です。また, 私も出産して娘が生まれまして、もっ と教育の現場に持ち込んではどうかな というふうに思いました。今でもその ような学校での出張講座などの活動が あるというお話は伺いました。子ども とか若い方は固定概念なく理解ができ るということがかなり強みだと思いま すので, 例えば参加した人が自分の母 校に行って話をし,裁判員制度という ものがあるということを伝えることで, 柔らかい頭に教育として落とし込める のではないかなというふうに思ってい ます。

参加するのは成人されて大人になってからだと思いますが、若いうちから 裁判員制度に対する理解を深めていって、制度の充実を図っていければいいのかなというふうに思っています。

○川出教授

ありがとうございました。

今、お二人から一般の方々に積極的に参加していただくためにどうしたらよいかについてご意見をいただいたわけですが、法曹三者の側としては、国民の積極的な参加を確保するために、これまでどのような取組を行ってきたのか、そして、今後、どのような取組を行っていこうと考えているかについてお話しいただけますでしょうか。

○伊藤代行

裁判員制度が意義のある制度だということは、経験者のほとんどの方が認めてくださっているわけですので、そういう声を、裁判員候補者を送り出す可能性のある企業や団体の方々を含め広く社会に知っていただくことが重要だろうと思っています。

東京地裁では、一般的な広報活動に加えて、企業や団体に裁判官を派遣して制度の意義についてお話をし、制度への協力をお願いする、そのような活動を積極的に展開しているところです。

裁判員経験者の御協力を得られる場合には,裁判官が,裁判員経験者の方

の勤務先にお邪魔をして裁判員経験者 の方と一緒にお話をすることもありま す。

もう一つ,現在,東京地裁で力を入 れているのは、将来裁判員制度を担う ことになるであろう若い人たちを対象 とする広報活動です。社会科の授業等 で法廷傍聴に来られる際には、事前に 申し込んでもらえれば,裁判官が裁判 員制度について説明することにしてい ます。また、我々は出前講義と呼んで いますが,大学や高校から要請があれ ば,裁判官を派遣して,裁判員制度の 概要や意義についてお話ししたり, 意 見交換したりすることが可能です。先 日、青山学院大学で行った出前講義の 様子がニュース番組で取り上げられま したので、ご覧になった方もいるかも しれません。来月は目黒区内の小学校, 再来月は神津島の高校に行く予定にし ています。

○和田部長

検察庁におきましても、今、裁判所 のほうからお話があったのと似ている のですが、積極的に広報活動を行わせ ていただいております。全国の検察庁 において、小中高校、大学等の学生さんや先生方等を対象とした広報活動などを行っています。東京地検におきましても、毎年130回程度、移動教室とか出前教室とかそういう名称のもとに広報活動をやらせていただいているところです。

また、裁判員制度が発足した頃に、 私自身も実際に行かせていただきましたが、企業研修や業界団体の集まり、 もしくは地域の集まりの際にお時間をいただいて、裁判員制度について御説明をさせていただき、制度について御理解をいただきたいということででもせていただともございました。 今後もこういう積極的な広報活動を続けているでございます。

また、その一方で、公判を担当する 検事としてどのようなことができるか ということですが、やはり裁判員裁判 の審理期間を短くするということが必 要なのではないかというふうに思って おります。審理期間が短ければ、送り 出す側の職場の方々や地域社会の皆様 にも御協力をいただきやすくなるとい うふうに思いますが、そのためには、 やはり先ほど来、繰り返してお話をさせていただいていますが、本当に必要な証拠に限り、必要な証拠に限ってことが多点を持つ、終り込んで行うというこんがあると思います。もちお問がおりまりましてはある場合もあるはであるとの変理あるいは証拠の整理にこれからも努力しているところでございます。

○宮村弁護士

 から裁判員裁判について話す機会をい ただいたことがあり、非常に貴重な機 会だと考えて、弁護人の立場から裁判 員裁判の意義についての話をしました。

先ほどのお話の中で、選ばれていな い方の認識が薄くて, 自分たちとは別 の世界というように考えられがちだと いう御指摘がありました。まさに私も そのように感じており、そこをどのよ うにうまく説明するかが課題であると 感じています。私たちが弁護人として 依頼者の方と接していると, 普通の日 常生活を送っていた方がある日、痴漢 事件であるとか交通事故であるとかさ まざまなことで突然,被疑者,被告人 になるのが実態です。より良い刑事裁 判を実現するための制度は,これは決 して遠い世界の話ではなくて、私たち 市民みんなで考えるべきことだと、そ のように話をさせていただいています。 裁判員制度ができた直後は、私自身も いろいろな広報活動の場に顔を出して いたのですが、これからも裁判員裁判 の担い手である裁判員の方は日々生ま れてくるわけですから, 広報活動は今 後も続けていかなければいけないと考

えています。

○川出教授

ありがとうございました。

それでは時間となりましたので、最後に、お一人ずつ、ここまでの意見交換を踏まえて、制度の将来の担い手である、今後裁判員となる方々へのメッセージをお願いできればと思います。

○伊藤代行

今日,経験者のお二人に話していた だいたことをぜひ多くの方に知ってい ただきたいと思っています。裁判員を 務めることは負担かもしれませんが, 経験された方の96%は良い経験だっ たと言っていただいています。必ず何 か得られるものがあるのではないかと 思います。もちろん、皆さん、お忙し いのは理解しています。どうしても参 加できない事情があれば, 辞退の申出 もできます。辞退の申出があった場合 には, その方のご事情を十分考慮した 上で判断していますので, 裁判員制度 なんて関係ないから返事もしないとい うことではなく、とりあえず選任期日 には行ってみる, あるいは届いた書面 にはお返事をいただくと、これだけは ぜひお願いしたいと思っております。

○和田部長

刑事裁判に関与する、また、刑を決めるということについて非常に負担に思ったり、躊躇を感じられている方が、実際に裁判員裁判を経験されるまでは、そういう方が、多いのではないかと思います。先ほどちょっとそういうお話があったかと思います。

ただ,先ほど来,出ておりますとおり,実際に裁判員として裁判に関与された方の非常に多くの方が,参加してよかったという感想をお持ちです。

今後、裁判員になる可能性がある皆様も、裁判員候補者に選ばれましたら、少しでも多くの方が裁判所にお越しいただいて、裁判員として裁判に参加していただければというふうに思っております。検察官としても、多くの方に積極的に裁判員裁判に参加しておけるように、先ほど来出ている広報活動を積極的に行うことはもちろん、おと思いる方々に少しても分かりやすいただける主張立証を行うよりに関係をさらに周囲の方々に関係した御経験をさらに周囲の方々には、裁判員は、というには、裁判員をさらに周囲の方々に関係したの方には、裁判員をさらに周囲の方々に関係した。

お話しいただくということを実現していければと思っているところでございます。

○宮村弁護士

まずは、私たちも弁護活動の充実に 向けて今後も研さんに努めていきます。

その上で、刑事裁判にさまざまな知識、経験、そして常識を反映させることがより良い裁判につながるかと思いますので、ぜひ御理解と御協力をお願いしたいです。今日、最初に社長に御報告されたときに、頑張ってこいありまがあったというお言葉があったというお話があり良い刑事はしたが、周囲のするために、参加しよういきれる方に頑張ってこいと、からふうに声をかけていただきたいと思います。

○経験者A

裁判員裁判に参加するというのは、 我々にとっては非常に非日常のことです。日々の生活では、仕事の中で直感 的に物事を考えたり、あるときには感 情的に判断したりとかいろんなことが あります。

しかし, 今回, 事件を通して物事を

真剣に考えて、一番最良の結論は何か ということをみんなで評議する中で、 一番いいものを模索して答えを出して いくということは、本当に真剣勝負の 経験でした。これは人間形成の部分で も一助になるのではないかと感じましたし、非常に良い経験ができました。 何度も選ばれるものでもないと思いす 良いと思っています。

私は、自分の経験をできるだけいろいろな方々に示していきたいと思いますし、またこういう経験をすると、私は裁判員という立場で裁判官の隣に座らせていただいたのですが、被告の側には絶対座りたくないなと感じました。

そういうふうに感じるのは何か当たり前のような感情だと思います。やはり裁かれる立場にはなってはいけない。裁判員制度に携わった人間というのは、そちらの側の人間にならないのではないかという希望もあり、ぜひ多くの方に参加していただきたいと思っております。

○経験者B

今, おっしゃったチャンスという言

葉はすごくいいなと思いました。私も そういうふうに思ってまして、やはり 相手の立場に立って物事を考えるとい う難しさがあったり、大切さというも のを日々生活していく中で感じてはい るんですけれども、改めて大切だとい うことを感じられたと思いましたし、 自分自身の人生を見つめ直す良い経験 になったというふうに思いました。

○川出教授

裁判員制度,まだまだ発展途上ですので,制度の将来の担い手である,今

後裁判員となる方々のためにも、法曹 三者は裁判員を務めていただいた方々 とともに積み重ねてきたこの10年の 貴重な経験から学ぶとともに、関係団 体ともしつかり連携して制度運営に当 たっている必要があると感じました。 それによって、裁判員制度は、これからも国民の方が幅広く安心して参加していただける制度になり、社会を支える基盤として根付いていくものとなるように思います。

このことを確認しまして,このパネ ルディスカッションを終えることとし たいと思います。皆様,どうもありが とうございました。

○司会(遠藤)

川出先生、そしてパネリストの皆さん、どうもありがとうございました。

○司会(和田)

それでは、本日のシンポジウムはこれで終了となります。

本日は誠にありがとうございました。